

委 託 仕 様 書

1 業務名

福島イノベーション・コースト構想に関する情報発信業務

2 業務委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

3 業務目的

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）では福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という）の取組状況を的確かつ効果的に発信し、将来の担い手となる次世代人材や企業、大学、研究機関へ構想の認知度を高め、参画を推進することを目的とし、本事業を実施する。

4 業務内容

(1) 次世代人材や企業などのターゲット層向けに、令和3年度にイノベ機構が作成した動画（概要下記）を用いたインターネット広告を活用した情報発信を企画・立案し実施すること。なお、プロモーション期間は6カ月以上とし、適切に情報発信できるよう、効率的・効果的な手法を提案すること。

発信方法の詳細についてはイノベ機構と協議のうえ決定するものとする。

【インターネット広告の例】

- ・動画広告（YouTube）
- ・リスティング広告（Google、Yahoo）
- ・ディスプレイ広告（GDN、YDA）
- ・SNS（Facebook、Instagram、Twitter）

(2) (1) で使用するイノベ機構が作成した動画について、各 SNS 等で効果的な発信を行うため、再編集を行いより短時間（5～6 秒）の動画を作成すること。

※編集作業用にマスターデータを受託事業者に提供する。

(3) 事業の効果を測定し、定期的にイノベ機構に報告するとともに、アクセス件数や属性などの測定結果を分析し、必要に応じ発信方法の改善を図ること。

(4) その他、構想の認知度向上を図るため、他メディアの活用等、上記情報発信と相乗的・効果的な発信を行うための手法を提案すること。なお、詳細についてはイノベ機構と協議のうえ決定するものとする。

【参考：令和3年度に作成した動画概要】

① 企業向け動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=hQj1q1kwMFk>)

首都圏、中部地方、東北地方に拠点を有する構想の主要プロジェクトに関係する中小

企業や技術力の高いベンチャー企業の管理職をターゲットとし、構想の概要や研究環境、産業集積の状況を紹介する動画。

② 次世代人材向け動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=pDMwvjhfmEI>)

イノベ地域における産業の担い手として期待する 18 歳から 35 歳までの若者をターゲットとし、構想の概要、研究環境、産業の集積の状況を紹介する動画。

5 権利の帰属

本業務を遂行するに際し、作成した情報・コンテンツに対する成果はイノベ機構に帰属する。

なお、委託業務終了後も、作成したコンテンツの内容変更等をイノベ機構側の判断で行う場合もある。

6 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかにイノベ機構へ報告すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、イノベ機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。なお、個人情報が記載された資料については、業務完了後、イノベ機構に返還すること。

(4) 施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

7 提出物及び提出先

(1) 契約締結後、速やかに下記のことを提出すること。

	書類名	様式等	媒体	備考
1	主任管理者通知書	様式第 1 号	紙	
2	業務着手届	様式第 2 号	紙	

3	実施工程表・移行計画書	任意様式	紙	
4	その他	任意様式		委託者が必要と認める書類

(2) 業務完了後、速やかに下記のを提出すること。

	書類名	書式等	媒体	備考
1	業務完了届	様式第3号	紙	
2	業務完了報告書	様式第4号	紙	
3	請求書	様式第5号	紙	
4	2に添付する書類	任意様式	紙・電子	業務報告書
				作成した動画データ
				定期報告のまとめ
				打ち合わせ議事録
5	その他	任意様式		委託者が必要と認める書類

(3) 提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 企画戦略室

住所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

電話：024-581-6893

8 業務実施における注意事項

- (1) 委託業務実施に当たっては、適宜、イノベ機構と協議し進めること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、イノベ機構と協議すること。
- (3) 本委託業務の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちにイノベ機構に連絡し、受託者の責任において解決を図ること。
- (4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、イノベ機構と協議し、その指示に従うこと。

9 その他

- (1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託事業者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、イノベ機構と協議の上、決定すること。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。やむをえず再委託する必要がある場合は、イノベ機構と協議し、承諾を得ること。
- (5) 受託者は、イノベ機構と定期的に打合せを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、定めること。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

- (7) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、イノベ機構に帰属するものとする。
- (8) 本委託業務の受託者は、イノベ機構の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかにイノベ機構へ連絡するとともに、当該紛争の原因が専らイノベ機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、イノベ機構は、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (10) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、イノベ機構に協力すること。